

令和6年度鶴岡市地区防災計画普及事業補助金

『 事務手続きの流れ 』

1 市へ補助金交付申請書を提出する

- (1) 補助金等交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)を令和6年6月28日(金)まで、防災安全課あてに提出してください。
- (2) 交付申請書に添付していただく書類は、見積書です(業者等へ依頼した場合のみ)。
- (3) 申請者は、自主防災組織又は町内会等の代表者名でお願いします。

2 市から交付指令書が送付される

- (1) 交付申請書を審査した後に、交付指令書(交付決定通知)を送付します。
※原則、交付指令書が届いた後に、事業を実施してください。予算の範囲内での採択となりますので、交付指令書が届く前に実施した事業については、補助金交付の対象とならない場合があります。申請前にご相談ください。

3 事業を実施する

- (1) 事業実施前の状況と作業中の状況、完成後の状況がわかる写真を撮影してください(後日提出いただく実績報告に添付していただきます。)

4 市へ実績報告書を提出する

- (1) 補助等事業実績報告書(様式第9号)、収支計算書(様式第3号)により報告いただきます。
- (2) 実績報告書に添付していただく書類は、補助対象経費に係る領収書の写しと事業の実施状況の写真です。

5 市から補助金の交付を受ける

- (1) 実績報告書の審査後、採択された事業へ口座振込により自主防災組織または町内会等へ補助金を交付いたします。